

平成30年度

室戸市一般廃棄物処理実施計画

室 戸 市

平成30年度室戸市一般廃棄物処理実施計画

1. 計画の目的

本計画は、室戸市域内における一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び室戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条に基づき、平成30年度一般廃棄物処理実施計画を策定するものとする。

室戸市域内から発生する一般廃棄物については住民や事業者に分別の徹底による再資源化を啓発普及して減量化を図り、し尿及び生活排水についても適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

3. 計画区域

室戸市全域 人口：13,817人（平成29年12月31日現在）

4. 一般廃棄物の排出状況及び発生見込

(1) 一般廃棄物

(単位：t)

項 目		平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成30年度 見込
生活排水 (単位：k1)	し 尿	7,553	7,188	6,925	7,222
	浄化槽汚泥	4,062	4,230	4,070	4,121
	合 計	11,615	11,418	10,995	11,343
ご み (単位：t)	一 般 ご み	3,639	3,767	3,556	3,654
	資 源 ご み	718	689	646	684
	粗 大 ご み	222	236	245	235
	有 害 ご み	6	6	6	6
	合 計	4,585	4,698	4,453	4,579
	埋 立 ご み	82	50	49	60

(2) 再資源化計画

(単位：t)

項 目	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成30年度 見込
新聞・雑誌	248	234	219	234
ダンボール	80	76	71	76
布	54	48	45	49
鉄類	110	114	106	110
スチール缶	30	28	26	28
アルミ缶	44	41	39	41
ビン類	117	115	109	113
ペットボトル	34	32	30	32
紙パック	1	1	1	1
計	718	689	646	684

5. 処理計画及び収集運搬計画

(1) 廃棄物の分別及び排出方法

ごみについては、平成18年度4月よりごみ焼却施設が安芸広域メルトセンター（熔融炉）で処理となったため分別方法を変更し、「ごみ分別ガイドブック」、「ごみ分類表」、「家庭ごみ収集カレンダー」を市内全域の全世帯配布により周知徹底を図り、ごみの分別マナー向上について関係機関等と協力し指導しながら推進する。

①家庭系ごみの分別

種 別	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方法	
一般ごみ	残飯類・紙オムツ・貝・生ごみ・紙くず・生理用品・髪の毛・木くず・小枝 プラスチック・テープ類・ビニール類など	週2回	指定袋		
資源ごみ	缶	週1回	指定缶 かご	ステーション 直接搬入	
	ビン				飲料用・薬品用・酒類のびんなど
	紙				新聞紙・雑誌・本・ダンボール・紙パックでリサイクル可能なもの
	布	汚れや水濡れがないものに限る			
	ペットボトル	月2回	収集袋		
	金属				自転車・ブリキ・トタン類・石油ストーブ・スプレー缶・その他金属類
粗大ごみ	粗大	月1回	指定袋	個別回収	
	大型	週1回	シール		
有害ごみ	乾電池	月2回	透明袋	ステーション	
	蛍光灯		丸管・直管・電球型蛍光灯	安全に	直接搬入
埋立ごみ	瓦・ブロック・土砂など			直接搬入	
収集できないもの	消火器・自動車類（本体・部品・タイヤ・ホイール・バッテリー等。） テレビ・エアコン・洗濯機・衣料乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・パソコン				

②事業系ごみ

事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）は事業者が自らごみの処理をするほか、市に処理申請を行い処理交付決定に基づき一般ごみ、資源ごみ（缶、ダンボール、布、ビン、ペットボトル、新聞紙、雑誌）の処理を市の収集委託業者が収集する。ただし、医療機関から排出される感染性一般廃棄物については、排出者の責任において処分するものとする。

- ※ 直接搬入・・・地域住民や事業者が一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を直接持ち込むこと。
搬入先・・・安芸広域メルトセンター（一般ごみ、粗大ごみ、可燃性大型粗大ごみ）
申請書を受理した上で許可証を発行する。
佐喜浜リサイクルセンター（資源ごみ、有害ごみ、大型粗大仮置き分等）
室津埋立地（瓦、ブロック、土砂等の埋立ごみ）

(2) 一般廃棄物の処理主体

① 生活排水

ア. 収集運搬

(a) し尿(汲み取り) 室戸市許可業者

許可業者名	保有車両台数
(有)室戸環衛保全公社	2t車4台・5t車1台
室戸衛生	2t車2台

(b) 浄化槽汚泥 室戸市許可業者

許可業者名	保有車両
(有)室戸環衛保全公社	2t車4台・5t車1台
室戸衛生	2t車2台

イ. 処理

し尿、浄化槽汚泥は、芸東衛生組合(室戸清浄園)において処理し、汚泥の焼却灰については、安芸広域メルトセンターへ搬入し処分する。

② ごみ

ア. 収集運搬

区分	区分	収集運搬	処理
家庭系ごみ	一般ごみ	委託収集	安芸広域メルトセンター
	粗大ごみ		
	資源ごみ	直接搬入	佐喜浜リサイクルセンター
	有害ごみ		
埋立ごみ	直接搬入	室津埋立地	
事業系ごみ	一般ごみ	委託収集	安芸広域メルトセンター
	資源ごみ	直接搬入	佐喜浜リサイクルセンター

イ. 処理

収集運搬は業者に委託し、中間処理場に運搬し処理する。

直接搬入は、市民、事業者若しくは許可業者が中間処理及び最終処分場に運搬し処理する。

6. 平成30年度ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

① 家庭系ごみの分別

平成30年度(年間)家庭ごみ収集カレンダー(9,000枚印刷)を配布

※平成24年度配布(ごみ分別ガイドブック改訂版、ごみ分類表)

平成30年度中ごみ分別等の見直し、再度改訂版の作成をする。

② 分別収集の徹底

容器包装リサイクル法等に基づき、家庭から出るごみの分別を指導し、資源ごみ収集の徹底を行い一般廃棄物の資源化再利用の促進により、リサイクル率の向上に取り組む。

(室戸市ホームページに、ごみ分別ガイド、地域別ごみ分類表を掲載)

エコリサイクル活動実施団体(羽根～佐喜浜地区までの9団体)に交付金を交付し、ごみステーションの維持管理及びごみの分別指導を行ってもらう。(平成30年度 室戸市エコリサイクル活動交付金)

③生ごみ処理工具の普及

塵芥類を減量・堆肥化するため、コンポスト、生ごみ処理器(電気式)など機器購入者に対する補助金事業を実施、啓発活動に努める。(平成27年5月より室戸市ごみ減量化促進事業費補助金補助率等1/2以内、上限30,000円)

平成30年度も、コンポスト、生ごみ処理器の購入に対する補助により積極的に普及に取り組んで行く。(平成30年度 室戸市ごみ減量化促進事業費補助金)

④量販店への容器包装削減への協力要請

市民が自ら簡易包装を選ぶ意識啓発を実施し、レジ袋削減にむけてマイバック運動を推進するとともに、広報等により店舗等への啓発にも努める。

⑤ごみステーションの美化推進

収集日以外のごみ出し禁止、指定袋での排出の徹底を行う。

エコリサイクル活動実施団体(9団体)に、ステーションの維持管理等及びごみ分別指導を行ってもらう。

要請があれば各ステーション等で、分別指導、各講演活動を行う。

・平成29年度については、吉良川、行当、佐喜浜の地域住民からの要望により市民館にて、ごみ分別収集等の説明他意見交換を行った。

⑥事業所から発生するごみ排出抑制の取り組み

(2) 不法投棄防止対策、環境教育・啓発活動

①不法投棄監視

不法投棄が山間部をはじめ周囲の目が届かない場所に廃棄されているのが現状である。市民に分別など出し方の徹底と、住民がマナーを守る意識を持ち自分たちの地域を不法投棄から守る意識の啓発に取り組んで行く。

不法投棄パトロールの委託等により定期的に市内全域をパトロールして不法投棄防止対策を行う。

②地域環境美観活動

交付金事業を活用して、地域の環境に配慮した活動を行う団体に対して、地域の環境活動の広がりが見込まれる活動、環境に配慮した取組の認められる活動の推進に努める。

(平成30年度 室戸市地域環境美観活動交付金)

③環境市民講座等により、市民グループ、環境ボランティアの育成を行い、住民に対し環境についての情報を広報・チラシ等により提供して行く。

7. 廃棄物処理施設の概要（室戸市関連施設）

（1） 安芸広域市町村圏事務組合

① ごみ処理施設

☆ 施設名	安芸広域メルトセンター （高温ガス化直接熔融）
所在地	安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥4034-1
処理方式	シャフト炉式（JFE高温ガス化直接熔融炉）
処理能力	80t/日（40t/日×2炉）

（2） 芸東衛生組合

① し尿処理施設

施設名	室戸清浄園（平成26年度 改修工事）
所在地	室戸市室津2257番地
処理方式	好気性消化方式・活性汚泥法処理方法＋高度処理方式
処理能力	35kl/日

② ごみ処理施設

1) 中間処理施設

ア 施設名	佐喜浜リサイクルセンター（平成10年度破砕機設置）
所在地	室戸市佐喜浜町3966-1
処理方式	金属圧縮・破砕・切断
処理能力	圧縮8t/日 破砕4t/日 廃材切断機5t/日
イ 施設名	ペットボトル施設
所在地	室戸市佐喜浜町3370-1
処理方式	圧縮・梱包
処理能力	100kg/h

2) 最終処分場（一般廃棄物）

施設名	室津埋立地（平成8年開始～）
所在地	室戸市領家
埋立面積	4,730㎡
埋立容量	19,800m ³
残余容量	57m ³
埋立方法	安定型埋立

資料

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○室戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(審議会)

第7条 一般廃棄物の減量推進及び適正処理等の円滑な事業運営を図るため、次の事項について室戸市環境審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その意見を聴くことができる。

- (1) 一般廃棄物の減量対策に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化及び再利用に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (4) その他特に市長が必要と認める事項

第9条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を策定し、公表しなければならない。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。